様式第１２号（第２１条関係）

御杖村介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者不指定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

御杖村長　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった指定事業者の指定の更新については、下記の理由により更新しないことと決定したので、御杖村介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第２１条第３項の規定により通知します。

記

（理由）

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に御杖村長に対し審査請求をすることができます。

２　この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に袖ケ浦市を被告として（訴訟において御杖村を代表する者は御杖村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。